

ライター持ち込み  
ご注意ください!

\*\*\*\*\*  
2013年1月1日より

携帯荷物の規定が一部改正されます



\*\*\*\*\*  
ライターは身につけてご搭乗下さい!



さて、航空機に乗られる全ての方へ! 国土交通省より「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」が一部改正されます。(←個々の品名の詳しい改正部分は国土交通省 HP をご確認ください。)

現在、「喫煙用簡易ライター」または、「小型の安全マッチ」についてはお一人様1個まで機内持ち込み可能となっておりますが、**2013年1月1日より、持ち込みの方法が変更**となります。

**2013年1月1日~<改定後>**



○保安検査時には、ジッパー付きの透明な袋に入れて検査する。

(※液体に該当致しますので、必ず透明な袋に入れて検査が必要です。)

○飛行機に搭乗する時には、ポケット  などに入れて身につけて搭乗する。

○受託手荷物、 **及び機内持ち込みの手荷物**  **には入れない。**

※機内持ち込みの手荷物に「ライターなど」を入れてしまうと、  
目の届かないところで火災が発生する恐れがある為!

※ジッポ式のライターなどは内部のオイルの容量が多く、また内容が確認できませんので、  
受託手荷物にも機内持ち込みもできません。その他、充電用のオイル、及びガスも持ち込み不可です!